令和　7　年度

計量行政の概要

長　崎　県　計　量　検　定　所

は　じ　め　に

計量制度は、流通の媒体とされている貨幣制度と並んで重要な社会制度の一つであり県民生活の向上はもとより、経済社会の発展の基盤をなすものとして重要な役割を担っています。

長崎県計量検定所は、この制度を推進するため、計量法に基づき正しい計量器の供給、正しい計量器の使用及び正しい計量器の確保・普及を図ることを目的として、計量器の検定・検査、計量器の立入検査及び計量に関する認識を深めるための普及指導等の業務を実施しています。

近年の計量行政は、国際化や規制緩和の動き、国民の安全・安心に対する関心の高まり等に伴い様々な見直しが行われております。こうした時代の流れを踏まえながら、計量行政を進めてまいりますので、一層のご支援とご協力をお願いします。

この「計量行政の概要」は、令和６年度に実施した業務の概要及び実績等をまとめたものです。本県の計量行政をご理解いただくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

令和7年5月

長崎県計量検定所

目　次

第１ あらまし

１．業務内容 ・・・・・・・・・・ 1
２．沿革 ・・・・・・・・・・ 1
３．所在地 ・・・・・・・・・・ 1
４．組織 ・・・・・・・・・・ 1
５．基準器及び主要検定 ・ 検査設備 ・・・・・・・・・・ 2

第２ 業務の概要

１．事業の届出・登録等 ・・・・・・・・・・ 3
２．検定・検査 ・・・・・・・・・・ 4
３．定期検査 ・・・・・・・・・・ 7
４．立入検査 ・・・・・・・・・・ 11
５．手数料収入 ・・・・・・・・・・ 12
６．普及啓発 ・・・・・・・・・・ 12

第３ 特定市

１．長崎市 ・・・・・・・・・・ 13
２．佐世保市 ・・・・・・・・・・ 13

第４ 計量関係名簿

１．団体 ・・・・・・・・・・ 13
２．事業者 ・・・・・・・・・・ 14

第５ 庁舎案内図 ・・・・・・・・・・ 20

第１　あらまし

本県の計量行政は、計量法の目的である適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的に、次のような事業を実施しています。

１．業務内容

○　計量に関する事業の登録及び届出の受理
○　特定計量器の検定、検査
○　商品量目及び特定計量器の立入検査
○　適正計量管理事業所の指定及び事業所の計量管理指導
○　計量に関する普及指導
○　その他計量に関すること

２．沿革

明治２７年　５月 県庁内に長崎県度量衡検定所を設置
昭和２０年　８月 原爆により庁舎消失
昭和２１年　　県庁舎の一部を応急補修し、業務を開始
昭和２７年　３月 計量法の施行に伴い、長崎県計量検定所と改称
昭和２８年　３月 県庁舎落成（長崎市江戸町）、検定所は同庁舎１階に移転
昭和３７年　９月 県北支庁に駐在員１名を配置
昭和４４年　６月 長崎市銭座町に新庁舎を建設し、移転
昭和４８年　４月 計量検定所県北支所を設置
平成１１年　４月 計量検定所県北支所の駐在員を廃止し、定期的に
　　出張するよう改め、検査設備を残し、本所へ統合
　　総務指導課及び検定検査課の２課制に再編
平成２１年　４月 ２課制を検定指導課の１課制に再編
平成２７年　４月 課制を廃止
平成３０年　１月 県庁新庁舎落成（長崎市尾上町）　計量検定所は移転なし

３．所在地

（１）計量検定所
　所在地　　長崎市銭座町３番３号
　敷　地　　８１４．６６ ㎡
　建　物　　鉄筋コンクリート３階建　総床面積　　９２５．５ ㎡

（２）計量検定所県北検査場
　所在地　　佐世保市卸本町３０番２９号
　敷　地　　９３０．５１ ㎡
　建　物　　鉄筋コンクリート平屋建　　床面積　　２２７．３ ㎡

４．組織

県民生活環境部 ―― 食品安全・消費生活課 ―― 計量検定所（５名）

計量検定所長
- 専　門　幹　　１名
- 係長（副参事）　　１名
- 主　任　技　師　　２名

５．基準器及び主な検定・検査設備

（１）基準器

区　分	種　　類	型　式　又　は　能　力	数　　量
長　さ	基準巻尺	全長１０ｍ　　目量１０㎝	2
	タクシーメーター装置検査基準器	円周の長さ　２ｍ	2
	タクシーメーター装置検査基準器	円周の長さ　０．５ｍ	2
質　量	特級基準分銅	２０kg～１㎎	23
	一級基準分銅	１０kg～１㎎	87
	一級基準分銅	２００ｇ～１㎎	46
	二級基準分銅	５００kg	42
	一級実用基準分銅	２０kg～１kg	198
	二級実用基準分銅	１kg～２㎎（組分銅）	107
	二級実用基準分銅	２０kg（鎖付き）	3
	二級実用基準分銅	２kg～１ｇ（増おもり型）	73
	基準台手動はかり	８０kg　目量１０ｇ	1
温　度	基準ガラス製温度計	-５６℃～２５０℃　目量０．１℃ 体温計用０．０５℃	7
体　積	基準フラスコ	１０L	1
	〃	5L	1
	〃	2L	1
	〃	1L	1
	〃	５００mL	1
	〃	２００mL	1
	〃	１００mL	1
	基準タンク	２００L	1
	〃	５０L	1
	〃	２１L	2
	〃	１９L	1
	〃	１０．４L	2
	〃	１０．２L	1
	〃	５．１L	2
	液体メーター用基準タンク	１０L（水道メータータンク用）	1
圧　力	基準重錘型圧力計	５０ＭＰａ	1
	基準重錘型圧力計	２０ＭＰａ	1
	基準液柱型圧力計	２００ｋＰａ	1
密　度	ＬＰＧ用浮ひょう型密度計	０．４７～０．５７ｇ／㎤　目量０．００１ｇ／㎤	2
	ＬＰＧ用浮ひょう型密度計	０．５５～０．６５ｇ／㎤　目量０．００１ｇ／㎤	2
	ＬＰＧ用浮ひょう型密度計	０．５　～０．６５ｇ／㎤　目量０．００２ｇ／㎤	1

（２）主な検定・検査設備

区　分	種　　類	型　式　又　は　能　力	数　　量
長　さ	装置検査用回転数計	光電式	3
質　量	質量比較器（電磁式）	ひょう量１１００kg　目量０．５ｇ	1
	〃　（電磁式）	ひょう量　４１kg　目量1㎎	1
	〃　（誘電式）	ひょう量　２１kg　目量０．０５ｇ	1
	〃　（電磁式）	ひょう量　５１００ｇ　目量1㎎	1
	〃　（電磁式）	ひょう量　２２０ｇ　目量０．１㎎ ひょう量　４１ｇ　目量０．０１㎎	1
	〃　（電子天びん）	ひょう量　６．１ｇ　目量１μｇ	1

第２　業務の概要

１．事業の届出・登録等

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器の製造事業は経済産業大臣に、修理事業、販売事業及び代検査業務を行う計量士は知事への届出が必要となります。また、計量証明事業は知事への登録、適正計量管理事業所および指定定期検査機関、指定計量証明検査機関は知事の指定を受ける必要があります。

（１）事業の区分

事業の区分	説明	県内の事業者数
製造事業（法第40条）	特定計量器の製造を行う者	7
修理事業（法第46条）	特定計量器の修理を行う者	38
販売事業（法第51条）	非自動はかりの販売を行う者	161
代検査事業（法第25条）	知事又は特定市の長が行う特定計量器定期検査及び知事が行う計量証明検査の代わりに検査を行う計量士	12
計量証明事業（法第107条）	運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明を行う者及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量証明を行う者	34 （38）
適正計量管理事業（法第127条）	特定計量器を使用する事業所で、取引若しくは証明に使用する特定計量器の検査設備と計量管理ができる資格を持った計量士を置き、自主的に計量管理を実施する事業所	2 （445）
指定定期検査機関 指定計量証明検査機関 (法第20条、法第117条)	知事又は特定市の長が行う特定計量器定期検査及び知事が行う計量証明検査の代わりに検査を行う知事又は特定市の長が指定した機関	1

※( )は事業所数

（２）令和６年度届出等実績一覧表

①届出

	新規届	変更届	廃止届	計
製造事業				0
修理事業		5	3	8
販売事業	2	7		9
計量士代検査事業	2			2

②登録

	新規登録	訂正	再 交 付	変更	廃止	計
計量証明事業	1			19	1	21

③指定

	新規指定	変更	廃止	計
適正計量管理事業所		5	1	6

2．検定・検査

取引又は証明に使用する特定計量器を製造・修理又は、輸入した場合に、特定計量器の性能・構造について一定の基準を満たしているか確認することを検定といいます。（法第16条）

検定には有効期間が定められており、この期間を経過した場合は改めて検定を受けなければなりません。

（検定証印）　(基準適合証印)　(装置検査証印)

（1）検定の有効期間一覧表

種類		有効期間	種類		有効期間
装置検査（タクシーメーター）		1年	環境関係計量器	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
ガスメーター		10年（一部7年）		ガラス電極式水素イオン濃度検出計	2年
水道メーター		8年		溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	8年
温水メーター				紫外線式濃度計	
燃料油メーター	自動車等給油メーター	7年		非分散型赤外線式濃度計	
	上記以外	5年		化学発光式窒素酸化物濃度計	
液化石油ガスメーター		4年		磁気式酸素濃度計	
積算熱量計		8年		ジルコニア式酸素濃度計	
電力量計	普通電力量計	10年（一部7年）		照度計	2年
	上記以外のもの	5年		振動レベル計	6年
無効電力量計		7年（一部5年）		騒音計	5年
最大需要電力計					
自動はかり		2年（一部6年）			

※表中の装置検査とはタクシー車両に装着したタクシーメーターの検査のことです。

※検定に合格した計量器については、合格シールを貼付しています。

（タクシーメーター用）

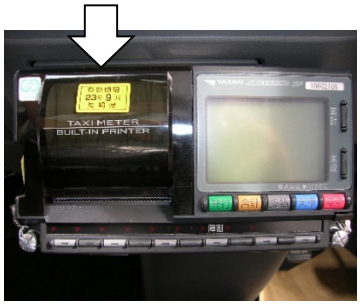

（燃料油メーター用）

（2）令和6年度計量器検定実績

特定計量器の種類		製造			修理			計		
		検定個数	不合格個数	不合格率(%)	検定個数	不合格個数	不合格率(%)	検定個数	不合格個数	不合格率(%)
タクシー	装置検査				2,580	64	2.5	2,580	64	2.5
	小計				2,580	64	2.5	2,580	64	2.5
質量計	電気式はかり				36	0	0.0	36	0	0.0
	小計				36	0	0.0	36	0	0.0
体積計	水道メーター							0	0	0.0
	自動車等給油メーター				537	0	0.0	537	0	0.0
	小型車載燃料油メーター				132	3	2.3	132	3	2.3
	大型車載燃料油メーター				45	0	0.0	45	0	0.0
	簡易燃料油メーター				3	0	0.0	3	0	0.0
	定置燃料油メーター				58	0	0.0	58	0	0.0
	液化石油ガスメーター				9	0	0.0	9	0	0.0
	小計	0	0	0.0	784	3	0.4	784	3	0.4
合計		0	0	0.0	3,400	67	2.0	3,400	67	2.0

（3）不合格処置状況

特定計量器の種類	不合格個数	処置数	処置状況	
			修理	廃棄
タクシーメーター	64	64	64	0
小型車載燃料油メーター	3	3	3	0
合計	67	67	67	0

(3) 基準器検査（法第102条）

基準器とは、特定計量器の検定・検査に使用する計量器をいいます。

基準器もまた、正確性を担保するために定期的に検査が必要となります。

基準器検査は、基準器の区分により、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所などが実施しており、 検査に合格した基準器には基準器検査証印を付すとともに、有効期限を記載した基準器検査成績書を発行しています。

（基準器検査証印）

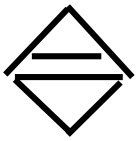

令和６年度基準器検査実績

種類＼項目別	検査個数	合格個数	不合格個数
１　級　基　準　分　銅	236	236	0
２　級　基　準　分　銅	460	460	0
３　級　基　準　分　銅	210	210	0
液体メーター用基準タンク	7	7	0
装　置　検　査　用　基　準　器	2	2	0
合　　計	915	915	0

(4) 計量証明検査（法第116条）

計量証明検査とは、計量証明事業で使用されている特定計量器について、質量の登録事業者は２年、環境の登録事業者は３年ごとに検査を受けなければなりません。

検査に合格した計量器には、次のような検査済証印を付しています。

(計量証明検査済証印)

令和６年度計量証明検査実績

種　　類	指定計量証明検査機関の検査個数	代検計量士の検査個数
質　　量　　計	0	1
定　量　増　お　も　り	0	0
普　通　騒　音　計	-	14
精　密　騒　音　計	-	9
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	-	2
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	-	1
化学発光式窒素酸化物濃度計	-	0
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	-	5
振　動　レ　ベ　ル　計	-	9
ジルコニア式酸素濃度計	-	1
磁　気　式　酸　素　濃　度　計	-	0
合　　計	0	42

３．定期検査

（１）県が行う検査（法第21条）

取引又は証明に使用されている質量計 （はかり） の正確性を保持し、計量取引の安全を図るため、２年に１回の周期で行う検査を特定計量器定期検査といいます。本県では指定定期検査機関である（一社）長崎県計量協会に委託し、県に代わり検査を行っています。

検査は、集合検査と所在場所検査に区分し行い、合格した計量器には定期検査済証印を付していますが、本県では合格したことが確認しやすいように合格シールを貼付しています。

また、不合格の場合は計量器の検定証印の抹消と併せて不合格シールを貼付するとともに、不合格票を交付することで不合格計量器の使用防止に努めています。

（合格シール）

（不合格シール）

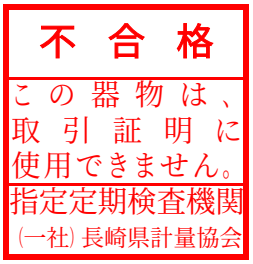

（検定証印の抹消）

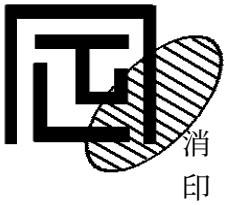

（・集合検査とは、知事が公示した場所で行う検査のことです。）
（・所在場所検査とは、計量器が設置されている場所で行う検査のことです。）

（２）代検計量士が行う検査（法第２５条）

県が行う定期検査に代わって、民間の計量士が行う検査のことです。

【検査戸数の比率】

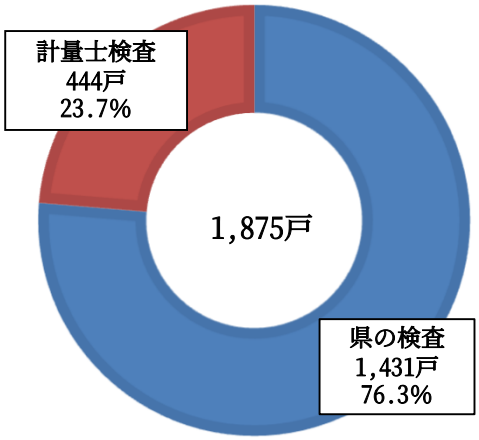

【検査器物数の比率】

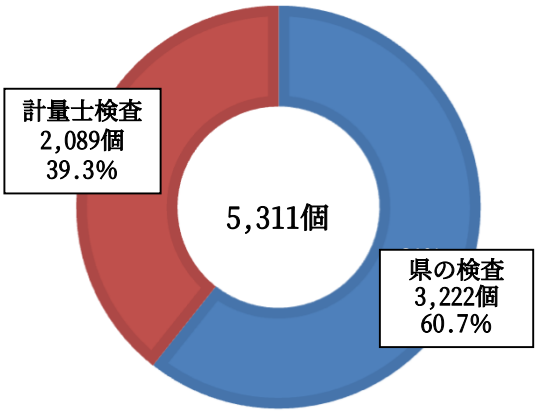

（３）検査対象地域

- 令和6年度は、島原市・諫早市・大村市・五島市・壱岐市・北松浦郡・南松浦郡の5市2郡が対象でした。
- 令和7年度は、平戸市・松浦市・対馬市・西海市・雲仙市・南島原市・西彼杵郡・東彼杵郡の6市2郡が対象です。
  日程につきましては、計量検定所ホームページにて随時掲載予定です。
- 長崎市・佐世保市は特定市である両市が検査を実施しています。

（4）令和６年度計量器定期検査実績（総括）

実施地区	検査対象戸数	検査区分	日　数	検査戸数	検査個数	不合格個　数	不合格（%）
島　原　市	286	集　合	7	186	426	1	0.2
		所　在	10	21	141	0	0.0
		持　込	0	0	0	0	0.0
		計量士		79	289	3	1.0
		小計	17	286	856	4	0.5
諫　早　市	564	集　合	12	380	804	1	0.1
		所　在	15	32	134	1	0.7
		持　込	0	0	0	0	0.0
		計量士		155	878	4	0.5
		小計	27	567	1,816	6	0.3
大　村　市	378	集　合	8	267	514	4	0.8
		所　在	11	29	83	0	0.0
		持　込	0	0	0	0	0.0
		計量士		82	406	1	0.2
		小計	19	378	1,003	5	0.5
壱　岐　市	173	集　合	5	127	246	1	0.4
		所　在	5	5	50	0	0.0
		持　込	0	0	0	0	0.0
		計量士		41	127	4	3.1
		小計	10	173	423	5	1.2
五　島　市	238	集　合	10	166	320	4	1.3
		所　在	6	11	33	1	3.0
		持　込	1	1	2	0	0.0
		計量士		60	186	3	1.6
		小計	17	238	541	8	1.5
北松浦郡	76	集　合	4	48	105	0	0.0
		所　在	2	5	23	1	4.3
		持　込	1	1	1	0	0.0
		計量士		22	197	2	1.0
		小計	7	76	326	3	0.9
南松浦郡	157	集　合	8	136	267	0	0.0
		所　在	9	16	73	1	1.4
		持　込	0	0	0	0	0.0
		計量士		5	6	0	0.0
		小計	17	157	346	1	0.3
計	1,872	集　合	54	1,310	2,682	11	2.8
		所　在	58	119	537	4	9.4
		持　込	2	2	3	0	0.0
		計量士		444	2,089	17	7.4
		計	114	1,875	5,311	32	0.6

（5）令和６年度定期検査器種別検査実績

区域 / 項目 / 種類	島原市		諫早市		大村市		壱岐市		五島市		北松浦郡		南松浦郡		計	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	289	1	412	2	369	4	114	1	160	4	67	1	207	1	1,618	14
手動天びん															0	0
等比皿手動はかり							1	0							1	0
棒はかり	3	0	1	0			1	0	3	0			1	0	9	0
その他の手動はかり	18	0	47	0	15	0	8	0	7	0	5	0			100	0
ばね式はかり	170	0	206	0	129	0	100	0	141	1	33	0	108	0	887	1
手動指示併用はかり			8	0	1	0	2	0	1	0			3	0	15	0
その他の指示はかり	1	0	2	0											3	0
分銅			46	0	5	0	26	0	6	0			21	0	104	0
定量おもり	3	0					7	0	2	0					12	0
定量増おもり	83	0	216	0	78	0	37	0	35	0	24	0			473	0
合計	567	1	938	2	597	4	296	1	355	5	129	1	340	1	3,222	15

（6）令和６年度定期検査不合格器物処置状況

市郡別	不合格数	処置数	処置状況		
			修理依頼	新品購入	廃棄
島原市	1	1	1		
諫早市	2	2			2
大村市	4	4	1	3	
壱岐市	1	1			1
五島市	1	1		1	
北松浦郡	1	1	1		
南松浦郡	5	5		2	3
計	15	15	3	6	6

（7）令和６年度代検計量士による検査実績

実施地区	検査戸数	検査個数	不適合数	処置数	処置状況		
					修理依頼	新品購入	廃棄
島原市	79	289	3	3	3		
諫早市	155	878	4	4		2	2
大村市	82	406	1	1		1	
壱岐市	41	127	4	4	2	1	1
五島市	60	186	3	2		2	
北松浦郡	22	197	2	0			
南松浦郡	5	6	0	3	2	1	
合計	444	2,089	17	17	7	7	3

（8）令和６年度代検計量士による器種別検査実績

区域 / 項目 / 種類	島原市		諫早市		大村市		壱岐市		五島市		北松浦郡		南松浦郡		計	
	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数
電気式はかり	240	3	743	4	351	1	102	2	109	1	180	2	6	0	1,731	13
手動天びん															0	0
等比皿手動はかり									1	0					1	0
棒はかり															0	0
その他の手動はかり	2	0	12	0	2	0	1	1	9	1	1	0			27	2
ばね式はかり	41	0	63	0	41	0	18	1	31	1	11	0			205	2
手動指示併用はかり															0	0
その他の指示はかり			1	0											1	0
分銅															0	0
定量おもり															0	0
定量増おもり	6	0	59	0	12	0	6	0	36	0	5	0			124	0
合計	289	3	878	4	406	1	127	4	186	3	197	2	6	0	2,089	17

４．立入検査（法第148条）

計量器の適正な使用と管理状況、適正な商品量目の確保がなされているかについて、立入検査を行いました。

（１)商品量目立入検査市郡別実績

区分 / 市郡別	商店数	商品区分（種類）	検査個数	適正数	過　量	%	不　足	%
島　　原　　市	4	55	298	264	16	5.4	18	6.0
諫　　早　　市	6	49	325	321	2	0.6	2	0.6
大　　村　　市	5	39	250	235	14	5.6	1	0.4
平　　戸　　市	4	28	120	105	15	12.5	0	
松　　浦　　市	4	16	151	148	3	2.0	0	
対　　馬　　市	4	8	48	47	1	2.1	0	
五　　島　　市	3	14	78	77	1	1.3	0	
西　　海　　市	3	10	149	133	0		16	10.7
雲　　仙　　市	9	26	321	304	0		17	5.3
南　島　原　市	6	8	225	222	0		3	1.3
壱　　岐　　市	6	6	51	39	2	3.9	10	19.6
西　彼　杵　郡	12	44	507	470	0		37	7.3
東　彼　杵　郡	7	16	190	185	4	2.1	1	0.5
北　松　浦　郡	2	12	102	102	0		0	
南　松　浦　郡	3	5	63	63	0		0	
計	78	336	2,878	2,715	58	2.0	105	3.6

（２)商品量目立入検査商品別実績

項　目 / 商品名	商品区分（種類）	検査個数	適正数	過　量	%	不　足	%
食肉	53	529	500	7	1.3	22	4.2
食肉の加工品	12	49	44	5	10.2	0	
魚介類	39	416	393	3	0.7	20	4.8
魚介類の加工品	26	153	136	6	3.9	11	7.2
野菜	46	465	432	16	3.4	17	3.7
野菜の加工品	4	16	16	0		0	
農産物の漬け物	7	33	29	4	12.1	0	
果実	6	27	22	5	18.5	0	
果実の加工品	6	30	28	2	6.7	0	
調理食品	6	43	43	0		0	
つくだに	5	19	19	0		0	
その他の調理食品	37	421	384	3	0.7	34	8.1
茶類	12	113	111	1	0.9	1	0.9
菓子類	15	103	103	0		0	
精米及び精麦	6	28	28	0		0	
穀類（豆類及び粉類)	8	40	40	0		0	
穀類（豆類及び粉類)の加工品	11	54	49	5	9.3	0	
めん類	14	229	228	1	0.4	0	
調味料類	6	25	25	0		0	
その他の食品	17	85	85	0		0	
非食品	0	0	0	0		0	
非特定食品	0	0	0	0		0	
計	336	2,878	2,715	58	2.0	105	3.6

（３)特定計量器等立入検査

器種 / 市郡別	燃料油メーター			石油ガスメーター			水道メーター		計量証明事業場		届出事業者	
	戸数	個数	不適正個数	戸数	個数	不適正個数	市町数	個数	戸数	不適正戸数	戸数	不適正戸数
長崎市	特定市である長崎市・佐世保市が実施										5	0
佐世保市											3	0
島原市	13	117	0									
諫早市	15	184	0						4	1		
大村市	10	117	0				1	46,112				
五島市	16	106	0									
平戸市	14	89	0	19	7,059	1						
松浦市	8	50	0									
対馬市	23	156	0	22	7,033	2	1	15,145				
壱岐市	22	150	0									
西海市	8	59	0									
雲仙市	16	132	0									
南島原市	14	152	0									
西彼杵郡	4	4	0								3	0
東彼杵郡	9	68	0									
北松浦郡	6	54	0									
南松浦郡	9	30	0									
計	187	1,468	0	41	14,092	3	2	61,257	4	1	11	0

５．手数料収入

科　　目	件　数(件)	金　額（円）
・ 検定手数料	3,400	3,836,200
・ 基準器検査手数料	524	1,019,220
・ 登録関係	2	55,550
・ 諸証明	25	10,000
計	3,951	4,920,970

６．普及啓発

インスタグラムにて計量に関する様々な情報発信を行い、計量制度の普及啓発を行いました。

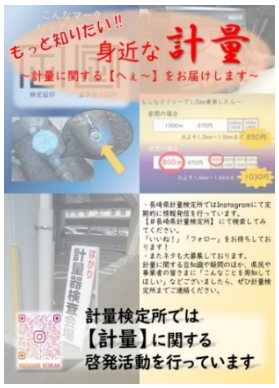

第３　特定市

法第１０条第２項で定められた特定市は、その市域内の特定計量器の定期検査及び計量に関する立入検査・指導業務を行っています。

本県では、長崎市・佐世保市の２市が特定市に指定されています。

１．長崎市

部　署　　長崎市消費者センター
所在地　　長崎市築町３－１８
ＴＥＬ　　０９５－８２９－１５００

２．佐世保市

部　署　　佐世保市消費生活センター
所在地　　佐世保市八幡町１－１０
ＴＥＬ　　０９５６－２２－２５９１

第４　計量関係名簿

１．団体

（１）（一社）長崎県計量協会
所在地　　長崎市銭座町３番３号　長崎県計量検定所２階
ＴＥＬ　　０９５－８４１－９４９１
事業内容　指定定期検査機関（計量証明検査機関）の指定を受け、特定計量器の定期検査業務を行っています。

（２）（一財）日本品質保証機構　九州試験所　（通称：ＪＱＡ）
所在地　　福岡県久留米市宮ノ陣３－２－３３
ＴＥＬ　　０９４２－４８－７７６３
事業内容　計測機器の校正や環境計量器の検定等を行っています。

（３）日本電気計器検定所　九州支社　（通称：ＪＥＭＩＣ）
所在地　　福岡市南区塩原２－１－４０
ＴＥＬ　　０９２－５４１－３０３１
事業内容　計測機器の校正や電気計器の検定等を行っています。

（４）（独法）製品評価技術基盤機構　九州支所　（通称：ＮＩＴＥ）
所在地　　福岡市南区塩原２－１－２８
ＴＥＬ　　０９２－５５１－１３１５
事業内容　消費生活用製品等の安全性や品質の技術評価に関する調査・研究等を行っています。

２．事業者

（１） 計量関係登録・届出事業者数

① 適正計量管理事業所　　2 事業者

② 製造事業者　　7 事業者

区分	事業者数
質量計第１類・第２類	1
水道メーター第１類・第２類	1
ホッパースケール、充塡用自動はかり、その他の自動はかり	2
質量計第１類、第２類、分銅等、ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり	1
自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等、液化石油ガスメーター	2
計	7

③ 修理事業者　　38 事業者

区分	事業者数
タクシーメーター	7
質量計第１類	1
質量計第１類・第２類	2
質量計第1類・第2類・分銅等	1
質量計第1類・第2類・分銅等・自重計	1
質量計第1類・第2類・分銅等・自動捕捉式はかり・その他の自動はかり	1
質量計第1類・第2類、ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり・その他の自動はかり	1
自重計	10
圧力計第1類・第2類	4
圧力計第1類・第2類、ガラス製温度計	1
圧力計第1類・第2類、濃度計第１類・第２類・第３類	1
濃度計第１類・第2類・第3類	5
自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター	2
自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター	1
計	38

④ 代検査事業届出計量士　　12 名

⑤ 計量証明事業所（質量）　　24 事業者　　（27 事業所）

⑥ 計量証明事業所（環境）　　10 事業者　　（11 事業所）

⑦ 販売事業者　　161 事業者

（2）計量関係登録・届出事業者名簿

①適正計量管理事業所

事業所名	住所	電話番号	指定数
三菱重工業(株)長崎工場	〒850-0063 長崎市飽の浦町1番1号	095-828-7290	1
日本郵便（株）	〒100-8798 東京都千代田区霞が関１丁目３番２号	03-3504-4214	444
		合　計	445

②製造事業者

(ｱ) 本県に本社が所在する製造事業者

名　　称	届出区分	住　　所	電話番号
(有)片桐計量器店	質量1・2類	〒857-1164 佐世保市白岳町992番地3	0956-31-1919
長崎市管工業協同組合	水道1・2類	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷624-12	095-857-6511
(有)五輪工業所	ホッパースケール 充塡用自動はかり その他の自動はかり	〒851-2105 西彼杵郡時津町浦郷549	095-882-2983
長崎機器(株)	質量1・2類、分銅等 ホッパースケール 充塡用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり	〒851-2103 西彼杵郡時津町元村郷820	095-882-2412
（株）杉原エンジニアリング	ホッパースケール 充塡用自動はかり その他の自動はかり	〒851-2108 西彼杵郡時津町日並郷1320-123	095-801-4001

(ｲ) 他県に本社が所在し県内に事業所を設置している製造事業者

名　　称	届出区分	住　　所	電話番号
(株)タツノ 九州支店長崎営業所	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター	〒850-0012 長崎市本河内1-13-34 一ノ瀬ビル１階	050-9000-5670
トキコシステム ソリューションズ(株) 西日本支店長崎営業所	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター	〒851-2121 西彼杵郡長与町岡郷539	050-3538-5680

③修理事業者

名　　称		事業区分	事　　業　　所	電話番号
長崎交通産業(株)	本社	タクシーメーター	〒851-2206 長崎市三京町646-28	095-850-6110
	中央営業所		〒852-8106 長崎市岩川町10-17	095-842-5515
みなとタクシー（株）		タクシーメーター	〒850-0834 長崎市上小島532番1	095-823-1163
(株)ラッキーモーターサービス		タクシーメーター	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷字鷹ノ巣2983-1	095-883-1559
(株)ウイングス		タクシーメーター	〒851-2105 西彼杵郡時津町浦郷260番地11	0120-059-444
ラッキー自動車(株) 自動車整備工場		タクシーメーター	〒857-0016 佐世保市俵町25番4号	0956-23-3612
秋月計器（有）西九州営業所		タクシーメーター	〒857-1164 佐世保市白岳町930-5	0956-37-8266
（株）トーヨー総業		タクシーメーター	〒859-3241 佐世保市有福町203番地1	0956-58-6300
（株）大和ハカリ		質量1，2類 分銅等	〒851-0121 長崎市宿町31-2	095-839-1602
（株）九州テラオカ	長崎営業所	質量1，2類 分銅等 自動捕捉式はかり その他の自動はかり	〒857-0101 長崎市古賀町1006-5	095-808-3001
	佐世保営業所		〒857-0863 佐世保市三浦町2-1	0956-23-6924
東芝テックソリューションサービス （株）長崎サービスステーション		質量1類	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷3055-4	095-887-5692
長崎はかり（株）		質量1，2類	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷2375-3	095-856-9846
佐世保はかり		質量1，2類	〒857-0143 佐世保市吉岡町56-23	0956-49-4203
西日本イシダ（株）長崎営業所		質量1，2類 ホッパースケール 充塡用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり	〒859-0401 諫早市多良見町化屋名1812	0957-43-5610
（有）片桐計量器店		質量計1，2類 分銅等 自重計	〒857-1164 佐世保市白岳町992番地3	0956-31-1919
いすゞ自動車九州（株） 長崎サービスセンター		自重計	〒851-0103 長崎市中里町1622-1	095-839-7522
大野運送（株）		自重計	〒859-3242 佐世保市指方町570-1	0956-58-5701
三菱ふそうトラック・バス（株） 諫早工場		自重計	〒854-0062 諫早市小船越町571	0957-23-5588
五島自動車（株）		自重計	〒853-0001 五島市栄町1番地4	0959-72-4158
（株）上五島自動車整備工場		自重計	〒857-4214 南松浦郡新上五島町七目郷984-3	0959-52-2170
小浜自動車工業（有）		自重計	〒854-0515 雲仙市小浜町北野687-2	0957-75-0010
（有）中央自動車		自重計	〒811-5756 壱岐市芦辺町中野郷本村触584	0920-45-2333
（有）吉永自動車		自重計	〒817-0022 対馬市厳原町国分1436番地	0920-52-1800
（有）松村自動車整備工場		自重計	〒817-0322 対馬市美津島町鶏知乙528	0920-54-3757
（株）田口自動車		自重計	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位953-1	0920-58-0728
（株）佐世保航海測器社		圧力1，2類	〒859-3223 佐世保市三川内新町27番地3	0956-30-8391
サン電子工業（株）		圧力1，2類	〒857-0063 佐世保市立神町23-30	0956-24-3142

名　　称		事業区分	事　　業　　所	電話番号
三菱重工パワー検査(株)長崎事業部		圧力1，2類	〒851-0301 長崎市深堀町5-718-1	095-828-7764
海上自衛隊 佐世保造修補給所		圧力1，2類	〒857-0063 佐世保市立神町無番地	0956-23-7111 (内　3384)
佐世保重工業（株）　佐世保造船所		圧力1，2類 ガラス製温度計	〒857-0063 佐世保市立神町1	0956-25-9153 25-9211 25-9216
（株）システック井上		圧力1，2類 濃度1，2，3類	〒852-8011 長崎市稲佐町3-3	095-861-4136
（株）イケダ科学 長崎支店		濃度1，2，3類	〒852-8116 長崎市平和町28-11	095-845-5241
（有）加藤器械商会		濃度1，2，3類	〒850-0018 長崎市伊勢町4-39	095-824-0934
山下医科器械（株）　長崎支社		濃度1，2，3類	〒852-8107 長崎市浜口町12-19	095-844-3171
J-POWERジェネレーションサービス（株）	松島カンパニー	濃度1，2，3類	〒857-2531 西海市大瀬戸町松島内郷2573-3	0959-22-0606
	松浦カンパニー		〒859-4506 松浦市志佐町白浜免瀬崎458-1	0956-72-4288
西部環境調査(株)		濃度1，2，3類	〒859-3153 佐世保市三川内新町26-1	0956-20-3232
西日本油器		自動車等給油 小型車載燃料油	〒851-2126 西彼杵郡長与町吉無田郷624-24	095-887-2040
石見竹也		自動車等給油 小型車載燃料油	〒859-1401 島原市有明町湯江甲77番地34	0957-68-1900
第一工業（株）		自動車等給油 小型車載燃料油 大型車載燃料油 定置燃料油等	〒859-3242 佐世保市指方町765番地1	0956-27-3271
事業者合計　（３８）		―	事業所合計　（４１）	―

④代検査事業届出計量士

氏　　名	事　　業　　所	事業所の所在地	電話番号
城谷　幸喜	長崎大和計量検査センター	〒851-0121 長崎市宿町３１番地２	095-839-1602
片桐　孝章	（有）西九州計量検査センター	〒857-1164 佐世保市白岳町992番地3	0956-31-1019
片桐　舞季	（有）西九州計量検査センター	〒857-1164 佐世保市白岳町992番地3	0956-31-1019
森　克己	森克己計量士事務所	〒859-0405 諫早市多良見町中里1771-17	0957-43-5433
天田　博文	（株）長崎はかり	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷2375-3	095-856-9846
廣田　昌之	(有)ヒロタ計量	〒811-1103 福岡県福岡市早良区四箇６丁目11-12	092-812-6117
後藤　崇臣	(一財)日本品質保証機構 九州試験所	〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33	0942-48-7763
井上　弘樹	(有)井上計量	〒808-0022 福岡県北九州市若松区大字安瀬63-6	093-771-3199
藤原　力和	藤原計量管理事務所	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350番地4	0955-77-2152
谷口　以康	藤原計量管理事務所	〒847-0002 佐賀県唐津市山本1558-2	0955-83-7742
今泉　喜樹	今泉計量管理事務所	〒849-5112 佐賀県唐津市浜玉町平原甲372	0955-56-6682
古賀　卓	古賀はかり製作所	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23	0968-62-0123

⑤計量証明事業所（質量）

名　　称		住　　所	電話番号
(一社)日本海事検定協会 長崎事務所		〒850-0862 長崎市出島町3-10円口ビル4Ｆ	095-822-5469
義川商会(有)		〒851-3101 長崎市西海町2670	095-884-0337
宝和金属（株）		〒850-0985 長崎市平瀬町1番地39	095-879-5858
（有）松屋商店		〒850-0078 長崎市神の島町1丁目367	095-865-3635
（株）山口商店		〒850-0078 長崎市神の島町3丁目526-17	095-865-2370
（株）ヤマキ産業		〒851-0301 長崎市深堀二丁目169番地１	095-871-5566
西部故紙センター（株）	本社	〒857-1164 佐世保市白岳町1509	0956-31-1125
	長崎支店	〒851-0103 長崎市中里町1507-1	095-837-1067
（一財）日本穀物検定協会 九州支部長崎事務所		〒857-0834 佐世保市潮見町5-10	0956-32-6037
西九州倉庫（株）		〒857-0852 佐世保市干尽町5-51	0956-31-5201
西部産業（株）		〒857-1171 佐世保市沖新町3-9	0956-31-3146
（株）九十九紙源センター	本社	〒857-0143 佐世保市吉岡町569番地	0956-40-7755
	長崎営業所	〒851-2214 長崎市鳴見町45番1号	095-814-1101
	諫早営業所	〒854-0066 諫早市久山町921番4号	0957-26-4852
（株）グロウ・イーグル		〒857-0145 佐世保市牧の地町1298番地	0956-40-8511
（株）エムアイ興産		〒857-0401 佐世保市小佐々町黒石215番地	0956-41-3180
（株）おうず工業		〒857-0065 佐世保市小野町1665	0956-42-8611
（有）西九州計量検査センター		〒857-1164 佐世保市白岳町992番地3	0956-31-1919
（株）長崎スクラップセンター		〒854-0065 諫早市津久葉町6-83	0957-49-8300
（株）イケダ		〒856-0844 大村市溝陸町408番地52	0957-53-0184
（有）坂口国商店		〒856-0820 大村市協和町836	0957-52-2604
(株)UCHIKAWA		〒859-4769 松浦市御厨町西木場免字蛭田33-1	0956-37-9266
（協）長崎県リサイクル		〒811-5112 壱岐市郷ノ浦町大浦触廻留1055-1	0920-47-4774
中田鉄機（株）		〒851-2101 西彼杵郡時津町西時津郷字金堀1000番160	095-881-1002
（株）イワフチ		〒851-2101 西彼杵郡時津町久留里郷２９２－６	095-886-8600
（株）松本紙店		〒851-2103 西彼杵郡時津町元村郷745番地	095-882-2297
波佐見陶磁器工業協同組合		〒859-3711 東彼杵郡波佐見町井石郷2239	0956-85-3003
事業者合計（２４）		事業所合計（２７）	―

⑥計量証明事業所（環境）

名　　称	事業所の所在地	電話番号	登録区分					
			濃度		特定濃度(ﾀﾞｲｵｷｼﾝ)		音圧	振動
			大気	水・土壌	大気	水・土壌		
（株）環境衛生科学研究所	〒851-0134 長崎市田中町603-3	095-834-0250	○	○			○	○
ＭＨＩソリューション テクノロジーズ(株)	〒851-0301 長崎市深堀町５丁目717番地1	095-834-2753	○	○				
三菱長崎機工（株）	〒851-0301 長崎市深堀町1-2-1	095-871-2160						○
（株）協環	〒851-2211 長崎市京泊２丁目8番地57号	095-801-2155		○				
（株）太平環境科学センター	〒852-8521 長崎市文教町1番14号 長崎大学研究開発推進機構１階	095-895-7175		○				
（株）産研九州	〒857-0133 佐世保市矢峰町90-5	0956-49-5577					○	○
西部環境調査（株）	〒859-3153 佐世保市三川内新町26番1	0956-20-3232	○	○			○	○
（株）微研テクノス	〒857-1164 佐世保市白岳町166-1	0956-31-9557	○	○			○	○
（株）テクノ環境	〒859-3223 佐世保市広田４丁目5番17号	0956-26-5358					○	○
（公社）長崎県食品衛生協会	（食品環境センター） 〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷3640-3	095-883-6830	○	○				
	（環境科学試験所） 〒851-2129 西彼杵郡長与町斉藤郷池堂1006-10	095-814-5757	○	○			○	○
事業者合計（１０）	事業所合計（１１）	―	6	8	0	0	6	7

第５　庁舎案内図

１．計量検定所

住所　　長崎市銭座町３番３号
TEL　　095-844-9892
FAX　　095-844-8844
メール　　s16071@pref.nagasaki.lg.jp
(16071は全て数字)

ホームページアドレス　　http://www.pref.nagasaki.jp/section/keiryo/

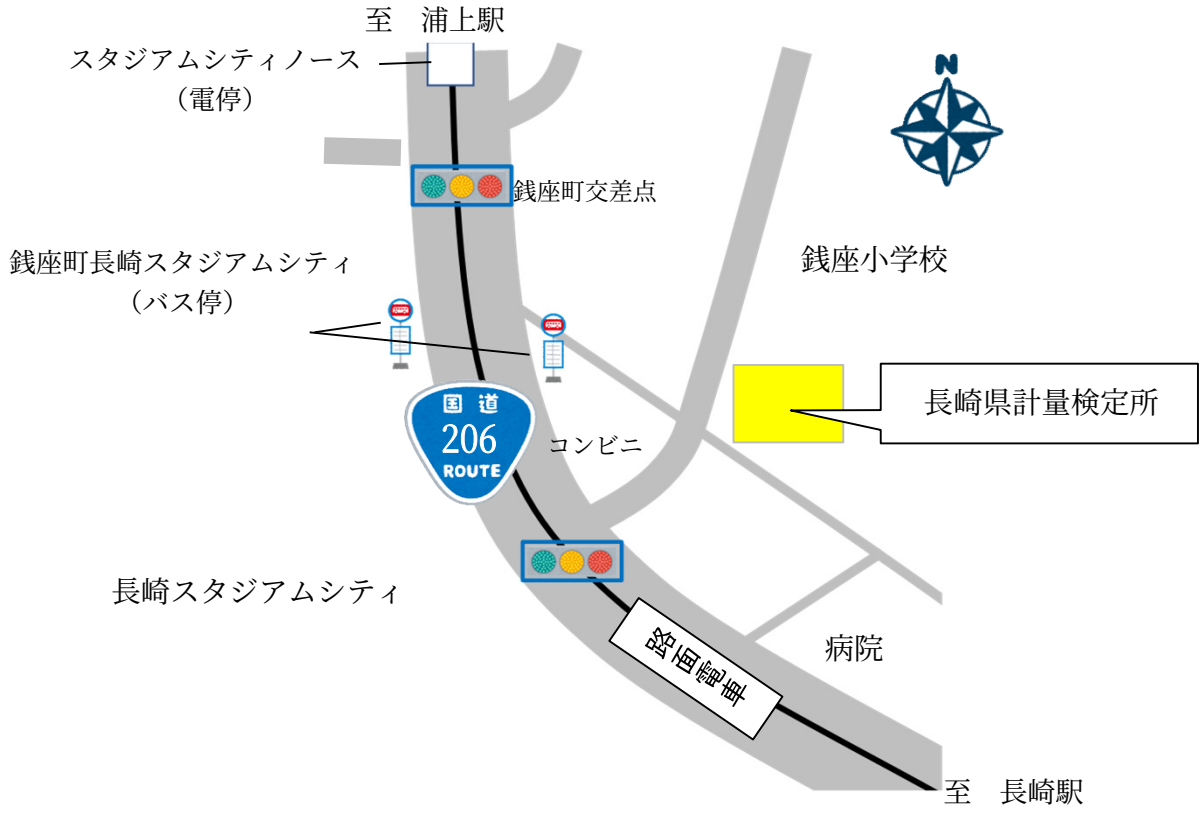

２．計量検定所県北検査場
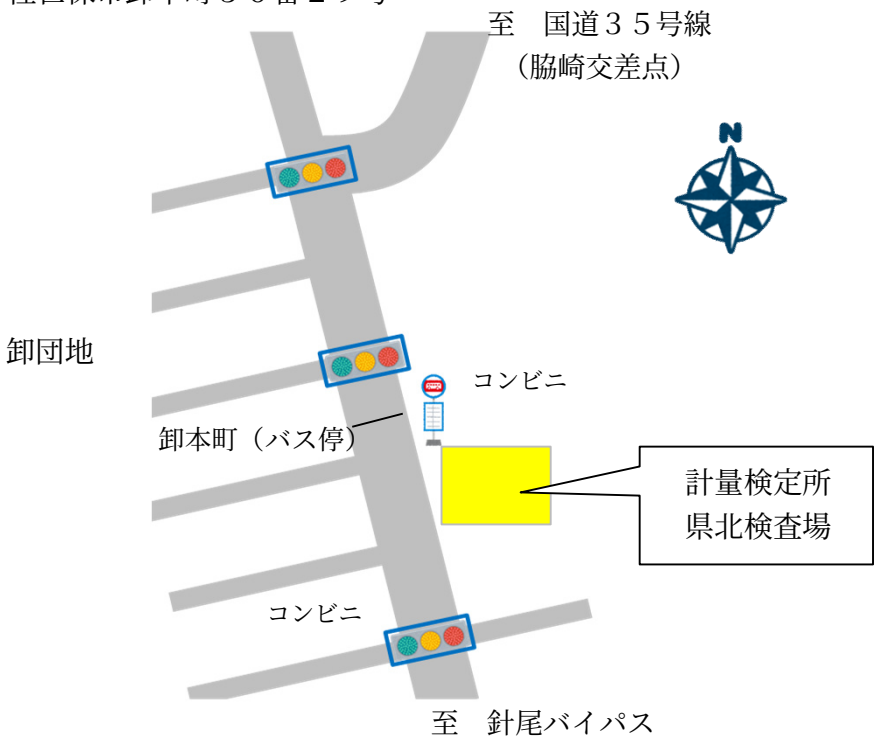
住所　　佐世保市卸本町３０番２９号